

平成29年 4月25日
一部改正 令和 2年 3月19日
一部改正 令和 3年 3月24日
一部改正 令和 7年 4月16日

徳島航空基地隊経理隊

海上自衛隊徳島航空基地隊オープンカウンター方式実施要領

(目的)

第1条 この要領は、海上自衛隊徳島航空基地（以下「徳島航空基地」という。）がオープンカウンター方式により実施する物品及び役務の調達（以下「物品調達等」という。）の見積合せを行う場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 オープンカウンター方式とは、徳島航空基地が会計法（昭和22年法律第35条）第29条の3第5項の規定に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合せにおいて、見積を徴する相手方を特定することなく見積合せに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象案件)

第3条 この要領は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予算令」という。）第99条第2号から5号まで及び第7号に規定する契約のうち、徳島航空基地がオープンカウンター方式によることが適当であると認められるものを対象案件とする。

(対象案件の公表)

第4条 対象案件は、「オープンカウンター方式による要求件名リスト」により、海上自衛隊ホームページ「調達情報」で公表する。

2 前項において公表に付する事項は、参加区分、種別、調達要求番号、数量、単位、件名、見積書依頼公表日、履行期限、同等品申請提出期限（該当する場合のみ。）、見積書提出期限及び調達要求元とする。

（参加資格）

第5条 見積合せに参加することができる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当するものとする。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のいずれかの要件を満たす者であること。

ア 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「資格の種類」のC又はD等級に格付けされ、四国地域の競争参加資格を有する者であること。ただし、仕様内容等により徳島航空基地隊徳島経理隊長（以下「徳島経理隊長」という。）が認める場合は、A又はB等級に格付けされた事業者及び資格がない事業者（見積書の提出日までの過去5年間で徳島航空基地との契約実績がある事業者に限る。）を含めることがある。

イ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第56条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第58条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）

ウ ア又はイに該当しない中小企業者であって、同一の相手方（公的機関、民間企業のいずれかを問わない）に対し、直近1年間で1か月以上にわたり、常時継続的に物品を納入し、又は役務等を提供している実績が確認できる事業者

- (4) 防衛省としての指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

（見積書の提出等）

第6条 見積合せに参加を希望する者は、「オープンカウンター方式による要求件名リスト」から受注を希望する案件を選定し徳島航空基地隊経理隊契約班へ参加申込みを行い、本実施要領、仕様書、その他詳細資料（以下「仕様書等」という。）を確認した上で参加するものとする。

2 前号において希望があれば、仕様書等をファックスにて受領することができる。

3 見積書の様式は、海上自衛隊契約規則の実施に関する細部について（通知（海幕経理第183号。27.3.18））に規定する別冊第1「契約標準書式」

(以下「契約書式」という。)書式第9によるものとする。

- 4 見積書は、次の要領により記載しなければならない。
 - (1) 件名、金額、数量、調達要求番号、履行期限、履行場所を記載するほか見積者(法人又は団体の場合は代表者)の記名等のこと。
 - (2) 見積金額を訂正しないこと。
 - (3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭とならないこと。
 - (4) 同一人が金額の異なる2通以上の見積を提出しないこと。
 - (5) 前号に掲げるほか、徳島経理隊長の指示に違反しないこと。
- 5 仕様書等を受領の際に、前条第3号に定める参加資格を持つことを証明する書類の写し(以下「資格証明書等」という。)を提出するものとする。ただし、仕様書等受領時に参加資格を有していない者にあつては、見積書提出期限の前日までに資格証明書等を提出するものとする。
- 6 見積書の提出に当たっては、持参のほか郵送(書留、簡易書留又は配達記録に限る。)又は託送(書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便と同等のものに限る。)によるものとし、電送によるものは受け付けない。
なお、見積書提出期限までに到達しなかった見積書は無効とする。
- 7 一度提出した見積書の引換え、変更及び取消しは原則認めないものとする。

(同等品の申請及び承認)

- 第7条 同等品による見積の提出を希望する者は、見積書提出前に契約書式第3「同等品承認申請書」により同等品の申請を行い、その承認を得るものとする。
- 2 同等品の申請は、対象案件を公表した日から起算して5日目(行政機関の休日に関する法律(昭和63年第91号)第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を除く。)を基準とし、公表時において定めた見積書提出期限までに承認が得られるよう提出するものとする。

(見積合せ)

- 第8条 見積合せに参加を希望する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 見積合せは、公表した見積書提出期限日に非公開で行うものとする。
 - 3 見積書提出期限までに見積書の提出がないとき、又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、徳島航空基地が選定した者へ見積を依頼することができるものとする。

(無効な見積書)

- 第9条 次の各号に該当する見積書は無効とする。

- (1) 本実施要領に示す参加資格を有しない者が提出した見積書
- (2) 件名、金額、氏名等見積書に記載等を必要とする事項を欠く見積書
- (3) 金額を訂正した見積書
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (5) 公正な競争の執行を妨げた者が作成した見積書又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者の見積書
- (6) 同一人が作成した金額の異なる2通以上の見積書
- (7) 公表した見積提出期限までに提出されなかった見積書
- (8) 仕様書等で定める条件に違反して提出された見積書
- (9) 前各号に掲げるほか、徳島経理隊長の指示に違反し、又は見積に関する必要な条件を具備していない見積書

(契約の相手方の決定)

第10条 有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方として決定するものとする。

2 契約の相手方となるべき同価の見積書をもって申込みをした者が二人以上あるときは、予決令第83条の規定に準じて、くじ引きにより契約の相手方を決定するものとする。

3 くじ引きの日程は、別途通知するものとする。この場合において、くじ引きに参加することができない者がいるときは、これに代わって徳島航空基地隊経理隊の契約事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

4 契約の相手方を決定したときは、速やかに当該契約の相手方に決定した旨を通知するものとする。

(結果の公表)

第11条 オープンカウンターの結果については、「公共調達適正化について(平成18年8月25日財計第2017号)に基づく情報の公表について」に該当しないため公表は行わないが、参加者からの照会には個別対応するものとする。

(契約の締結)

第12条 契約の締結に関することは、海上自衛隊契約規則の実施に関する細部について(通知)(海幕経理第183号。27.3.18)に規定する別冊第2「入札及び契約心得」第5章「契約の締結」による。

2 契約の相手方が契約を結ばないときは、見積もった金額(見積書に記載した金額の100分の110(軽減税率対象品目については100分の108))に

相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(契約の履行)

第13条 契約の履行に関することは、前条「入札及び契約心得」第7章「契約の履行」による。

(その他)

第14条 その他、本実施要領による契約については、次のとおりとする。

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、すべてオープンカウンター方式による見積合せに参加する者が負担する。
- (2) 都合により見積合せを取り止めることがある。
- (3) 契約の相手方として決定した者が正当な理由なく、契約を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、違約金の徴収又は指名停止措置を行うことがある。